広報たなべ

'71.4

No. 84

田辺町役場
TEL 山城田辺 07746-③-0271
発行人 京都府田辺町 企画文書課
印刷所 奥田印刷KK

いま、町の人口は
（昭和46年4月1日現在）

男	11,096人
女	11,409人
計	22,505人
世帯数	6,059

：特集：

あすの田辺のビジョンをえがく

町政3つの柱を中心に

町づくり構想

住民生活の向上をはかる

第一次試案まとまる

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

豊かさをめざして経済成長の上昇をとげた六十年代は、その繁栄のかげに、人間疎外や世代の断絶、過密と過疎などのさまざまなひずみを生みました。

そして、七十年代に入ったいま、都市化や情報化の傾向は、ますます進んでいますが、その反面、水質や大気の汚染など公害問題が深刻度を増しています。こうした現代文明のかげに、次第に人間性が喪失し、情緒的な心情の豊かささえも失われて行く傾向にあります。

そして、今日の現代社会の中で人間性の復権や自然への回帰が私たちにとって渇望あるいは郷愁となっています。

本町でもこうした世相の中にあって、社会と人間生活との調和をはかる暮しと環境の整備をはからねばならない時期に至っています。

いゝかえるならば、住みよい町づくりの基本である人間をだいじにする「人間尊重」の町づくりであるということです。

町では、かねてから、こうした社会的背景をふまえた上で、福祉の増進と生活環境の向上である人間尊重のもとに町繁栄の方向を見いだす「町づくり構想」の基本を考えていましたが、このほど、その第一次試案がまとまりました。

こんご、この第一次試案をたたきだいとして、みなさんと一緒になって考え、建設的なご意見を聴取して、ほんものにまとめていきたいという考えです。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

二十年後には人口、約八万人に

この本町の町づくり構想の基本をなすものは、向う二十年後において約八万人と予想される町人口の増加にともなう都市の建設にあります。そのためには、つねに調和のある均こう発展をはかりながら、人間尊重を基本として生活環境が整備された、しかもすべてに恵まれた生活のしやすい、豊かな文化都市をつくることが、本町の将来の理想としています。

はるか二十年後のこうした本町に思いをはせるとき、新都市計画法によって町内が、住宅地域、商業地域、工業地域、農業地域や風致地区などに整然と区分され、そのなかには、道路網や上・下水道が完備されている。さらに緑地や公園も分散し、住民が日常生活を楽しく暮らせる都市として、文化施設や福祉、保健衛生などの諸施設がそろい、住民生活の水準も向上して、活気に満ちあふれているという、そんな都市を、この構想はかかげているのです。そしてこの構想の内容は、町政の三つの柱である、基盤整備に主眼をおいた、

一、楽しい生活をみちびく環境づくり
社会福祉の向上のための
二、老人や子供の幸せを生みだす社会づくり
産業の振興をはかるための
三、産業を伸ばし明るい家庭づくり

調和のある均こう発展を人間尊重を基本に

それでは、このほど第一次試案として策定しました構想のおもな項目をみてみますと、

楽しい生活をみちびく環境づくり構想

まず、第一章は「楽しい生活をみちびく環境づくり構想」として、

土地利用、交通通信整備、生活環境整備、水道整備、土地保全、消防防災などの構想をたてています。

土地利用構想として、新都市計画法にもとづく土地の総合的な利用、土地の用途指定、交通通信整備として計画的な交通安全対策と交通道路網の整備、生活環境整備として住民の生活水準の向上による、じんかいや汚水、し尿などの処理施設や公共下水道の整備、水道整備として水道事業経営の合理化と管理体制の強化充実、土地保全としては、山砂利採取と宅地造成工事の規制強化、消防防災として人的消防力の強化充実、消防団員の待遇の改善と資質の向上、火災の予防、防災対策などを構想の基本としています。

老人や子供の幸せを生みだす社会づくり構想

第二章の「老人や子供の幸せを生みだす社会づくり構想」では、社会保障充実、保健衛生向上、教育振興などの構想をたてています。

そのおもな施策は、社会保障充実として住民の生活の安定と失業対策、児童福祉の促進、身体障害者の福利厚生、老人福祉の増進、母子家庭の福祉増進、勤労者の福祉対策、同和対策、新生活運動の推進、住宅対策。保健衛生の向上として、衛生思想の普及徹底、母子衛生の普及指導、結核や伝染病の予防対策、そ族や衛生害虫駆除対策、成人病対策、献血運動の推進。教育振興として学校教育の充実通学区域の再編成、社会教育の充実、文化財の保護などです。

町のおとしよりや婦人・こどもたちの幸せをはかる町づくりも、この構想の柱のひとつです。

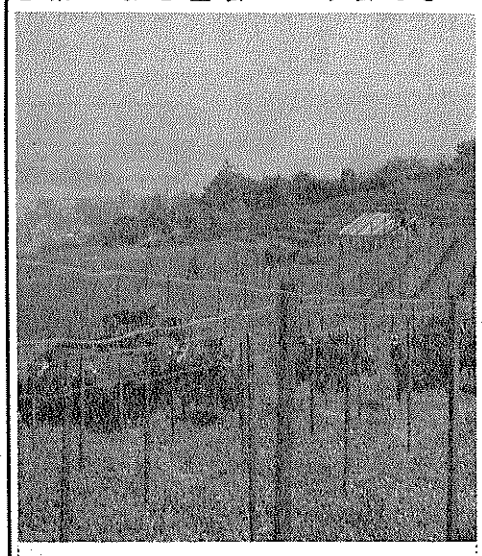

町の産業をのばし、豊かな暮しを！

産業を伸ばし、明るい家庭づくり構想

第三章の「産業を伸ばし明るい家庭づくり構想」では、農業振興、林業振興、工業振興、商業振興の分野をあげています。そしてこれらの施策として、農業振興では、農業後継者の育成、農業指導体制の強化、特産物の生産奨励の指定、農業地域の指定、また林業振興では林地の荒廃防止とせき悪林地の改良、造林、森林の保護、人工植林。

工業の振興では、既存工業の振興育成と経営の近代化

工業地域の指定と新規工場の誘致。商業振興では、商業経営の合理化資金の調達、商店街づくり、周辺地区の商業の振興、特産品の宣伝紹介、商業技術の向上など、また観光推進母体の強化などをこの項目にかかげています。

以上が、この三つの柱にもとづく構想ですが、これらを早期に解決し、実現をするためには、相当の財政負担を要することは必至であります。そのため、愛される役場づくりをめざし町行財政の計画的な運営が強く望まれます。

ホームヘルパーを採用

寝たきり老人の相談相手に

4月から

町では、ことし四月からホームヘルパーを採用しました。ホームヘルパーは家庭奉仕員のことで、町内の寝たきり老人の相談相手や洗たくなどの身の回りの世話をします。町内には、十五世帯程度あり、週二回家庭を訪問する予定です。

寝たきり老人にブザーの資金カンパ

町は寝間着をおくる

老人クラブ

本町の老人クラブでは、会員間で資金カンパをしあい、このほど寝たきり老人三十八名に寝たまゝボタンを押せるブザーを贈られました。

資金カンパは一口五十円で、八万六千六百円集りました。また、町でも、ことしは寝たきり老人に寝間着をおくりました。

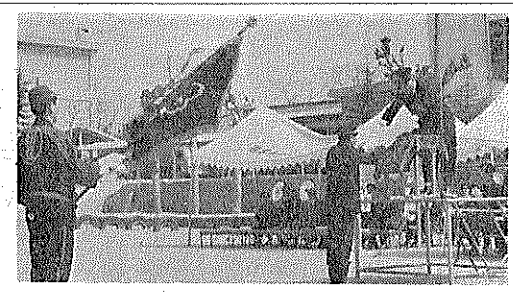

町消防団に竿頭授

町消防団では、さる三月二十八日午後十二時三十分から、田辺小学校校庭で、第一回消防操法大会を開きました。町内二十四部の参加選手団員が小型動力ポンプの操法をきそい、普賢寺第四部（水取）が優勝し、町長表彰を受けました。（写真は京都府知事の竿頭授をうける竹村町消防団長）

田辺幼稚園開園しました

ことし、二クラスで発足

町では、はじめての町立田辺幼稚園の建設を急いでいましたが、このほど完成し、四月十日に開園式を行いました。

すでに建設工事は本紙でもお知らせしましたが、工費千百八十八万円で、鉄骨コンクリートの平屋建て、三百六十九平方メートルです。教室は二教室のほか、遊戯室、職員室、用務員室があります。

また、園内には、シーソーやジャングルジム、すべり台、鉄棒、砂場などを完備します。

ことしは、定員八十名で二クラスで発足します。

職員は、園長事務取扱に大山順子さん、教諭に今井晴子さん、山木満由美さんの三名です。

昭和46年度一般会計予算性質別調べ

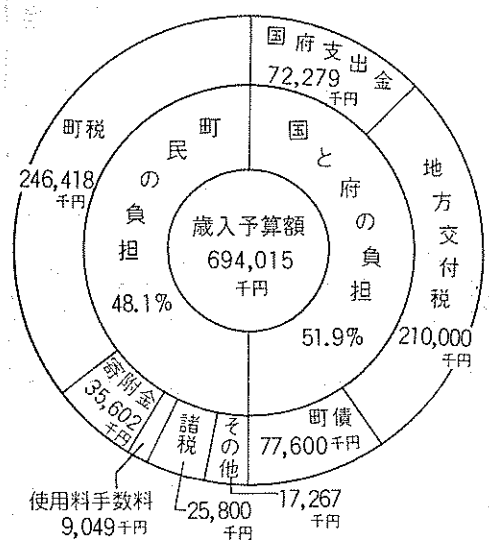

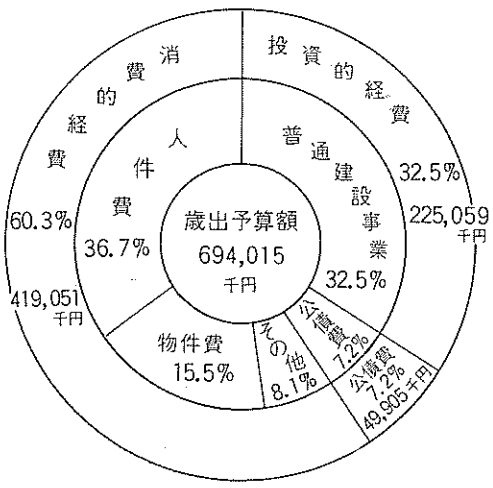

ことしの町の台どころ・一般会計は

694,015千円

毎年ふえる予算規模
教育費は
2億円を越ゆ

昭和46年度一般会計（当初）目的別予算額

歳入 款	予算額（千円）	構成比%	歳出 款	予算額（千円）	構成比%
町税	246,418	35.5	議会費	16,652	2.4
娯楽施設利用税交付金	11,000	1.6	総務費	119,558	17.2
自動車収得税交付金	12,000	1.7	民生費	89,064	12.8
国有提供、施設等所在市町村助成交付金	2,300	0.3	衛生費	24,600	3.5
地方交付税	210,000	30.3	労働費	30	—
交通安全対策特別交付金	500	0.1	農林水産業費	21,952	3.2
分担金および負担金	14,695	2.1	商工費	1,800	0.3
使用料および手数料	9,049	1.3	土木費	112,555	16.2
国庫支出金	50,288	7.2	消防費	31,593	4.5
府支出金	21,991	3.2	教育費	202,174	29.1
財産収入	150	—	災害復旧費	4,631	0.7
寄付金	35,602	5.1	公債費	49,905	7.2
繰越金	1	—	諸支出金	17,001	2.5
諸収入	1,151	0.2	予備費	2,500	0.4
町債	77,600	11.2			
繰入金	1,270	0.2			
歳入合計	694,015	100.0	歳出合計	694,015	100.0

小・中学校の増改築など
河原（仮称）小学校も新設
特集

四十六年度の一般会計予算と特別会計予算（水道・国保・農業共済）が、さる三月十一日から十九日まで開かれた町議会で議決されました。一般会計では、六億九千四百一万五千円で昨年の当初予算にくらべ約一億四千二百八十万円と大巾にふえています。

とくに教育費が二億二百十七万円と大巾にふえているのは、小・中学校の増、改築によるものです。四十七年度に開校予定の仮称河原小学校の建設や大住小、三山木小の増・改築、田辺中の校舎増築などの工事費がふくまれています。それでは四十六年度の一般会計予算がどのように使われるかをみることにしました。

かいせつ

ことしのおもな事業は、昨年に引きつづいて各種事業をさらに推し進めることにしていますが、中でもおもなものを当初予算からひろってみました。

現代の交通戦争から、みなさんを守るために交通安全対策として、ことしも安全灯や道路標識、カーブミラーを設置します。また、福祉では、町の敬老思想をたかめ、老人の幸せを生みだすために毎年の敬老会はもとより、四十年度からはじめた町敬老金や寝たきり老人への見舞金、またことしは、とくに老人医療助成金をはじめ、児童福祉手当、心身障害児童手当、特別児童福祉手当などに力を入れています。このほか、町内各保育所の施設の充実や生活保護家庭や母子家庭への教育扶助などの充実をはかります。

保健衛生では、野犬のほいくめつ、不用犬の買い上げ道路や河川のゴミ処理、下水溝の補修・ハエやカの駆除など住いのまわりの環境衛生の整備に重点を置いています。また四十四年度から各種の予防注射の料金もすべて無料にし、町の人たちみんなが健康を守るために受けられるよう町が全額負担をしています。

産業面では、農業振興活動の諸団体への奨励補助や農道、水路の改良をはじめ地籍調査や緑の町づくり推進、商工業の振興などをあげています。

また、建築関係では、町道や橋梁維持補修や舗装、河川の改修など、その促進をますますはかります。

教育では、ことしは、校舎の増改築などの特筆すべき事業があります。

大住小学校の四教室の増築、三山木小学校の四教室の増築と危険校舎の二教室を改築します。そして待望の河原（仮称）小学校が七教室をまず新築する計画です。

うまれかわる国道 バイパス
草内と河原を結ぶ、新しい道
307号線

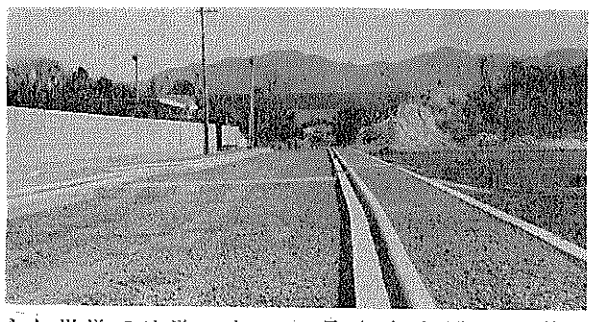

町内の草内と河原を結ぶ国道三〇七号線のバイパス工事が近く完成する予定です。現在の国道は幅員も四・五メートルで狭く、大型車同士の離合が出来ず、五トン車以上は西行禁止になっていました。完成するバイパスは、現在の国道の北側に設けられたもので、草内口から府立田辺高校までの間、延長七百七十三メートルで、幅員は十メートルあります。うち両側に一・五メートルの歩道もあり、八月には舗装される予定です。またこの新道をよこぎる天井川の防賀川には新しい水路橋も架けられました。

一休寺の六むねが重要文化財指定に

このほど国の文化財保護審議会では、新しく国の重要文化財として、薪の酬恩庵（一休寺）の建物六むね（方丈・庫裡・鐘楼・唐門・浴室・東司）を指定しました。

登記所が新しく店びらき

かねてから新しい庁舎の建設を急いでおられた、京都地方法務局田辺出張所が、このほど完成し、四月十二日から業務を開始されました。

新庁舎は田辺町大字東小字西神屋三十番地で、鉄筋コンクリート造り、平家建千三百七十四・九四平方メートルのモダンな建物です。

犬はつないで飼いましょう
放し飼いは
みんなの
迷わくです

府道八幡―木津線

町内初の自転車歩行兼用歩道できる

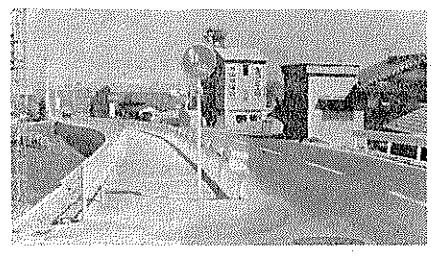

府道八幡―木津線に、自転車と歩行者の「兼用歩道」ができました。町内の薪と健康村の間、八百五十四・五メートルで幅員は二・五メートルあります。

この完成で田辺中学校に通学する大住地域の自転車通学のみなさんの交通安全がいくらかでも守れるものと喜ばれています。

盛会だった老人の交通安全教室

本町の老人クラブは、さる三月二十五日、田辺小学校の校庭で「第一回老人交通安全教室」を開かれ、黄色のベレーやスカーフの約三百人の方がたが京都府警の婦交さんから実施指導を受けられました。

成人・三百四十名に「さざんか」贈る

町ではことし成人になった、町の三百四十名の若人に、お祝いとして「さざんか」の苗木を贈りました。緑のある健康な町づくりを進めている町が、成人式の記念としてことしから実施したもので記念に植えていたさくために贈ったものです。

四月八日から新庁舎で田辺警察署

田辺警察署の庁舎の改築が、完成し、さる四月八日から新庁舎で仕事を始められました。お目見えした新庁舎は、鉄筋三階建てのモダンなものです。

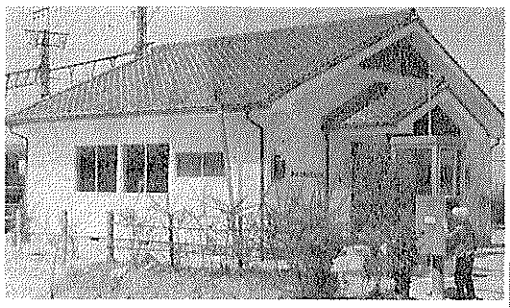

国民総ぐるみ運動

春の全国交通安全運動 4.5～5.1

◎事故なくす、決めては一つ「無理」するな
◎「ヒャーッ」としたあの一瞬を忘れるな
◎「まだ渡れる」は「もう危い」

田辺町交通対策協議会

行楽シーズンです
飲酒運転を追放しょう

新田辺東住宅の公民館できる

このほど新田辺東住宅の公民館が完成しました。木造平屋建て、七十八・六平方メートルで、十畳、十八畳敷きの会議室のほか、炊事室も完備されています。工費は三百三十万円です。

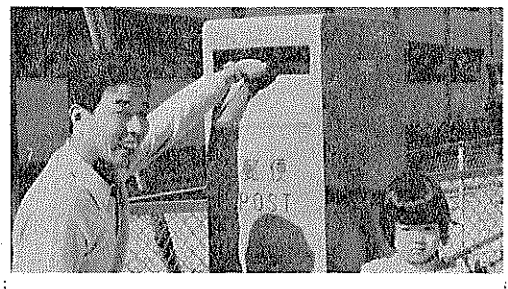

郵便ポストを増設

かねてから町政を語る会で要望のありました、新田辺東住宅と府営田辺団地にそれぞれ一か所の最新式の郵便ポストを田辺郵便局が設置されました。この地域には、いままで府営田辺団地に一か所しかなく、郵便局が遠いところからポストの設置が強く望まれていたのが実現したものです

土地や建物の評価証明を お受けになる方に!!

◎評価証明の請求者は、所有者本人または被相続人とします。

◎請求は窓口にそなえつけの請求書に記入のうえ、請求者の印かんを押して提出して ください。

◎請求者が所有者本人または、被相続人と異なる場合は、所有者か被相続人の記名捺印の承諾書の提出が必要です。（承諾書は任意の形式でもよいが、町住民課にもあります）

◎知事などの許可をうけたものについては、許可書を提出してください

◎司法書士（代書人）、土地家屋調査士などの方がたに登記事務手続きを、委任されたときは受任者に交付します。この場合受任者は登記事務委任状を提示してください。

（町住民課から）